裁判官岡部喜代子の補足意見は，次のとおりである。

本件の事案に鑑み，本件規定の憲法適合性の問題と我が国における法律婚を尊重する意識との関係について，若干補足する。

1　平成７年大法廷決定は，民法が法律婚主義を採用した結果婚姻から出生した嫡出子と嫡出でない子の区別が生じ，親子関係の成立などにつき異なった規律がされてもやむを得ないと述べる。親子の成立要件について，妻が婚姻中に懐胎した子については何らの手続なくして出生と同時にその夫が父である嫡出子と法律上推定されるのであり（民法772条），この点で，認知により父子関係が成立する嫡出でない子と異なるところ，その区別は婚姻関係に根拠を置くものであって合理性を有するといえる。しかし，相続分の定めは親子関係の効果の問題であるところ，婚姻関係から出生した嫡出子を嫡出でない子より優遇すべきであるとの結論は，上記親子関係の成立要件における区別に根拠があるというような意味で論理的に当然であると説明できるものではない。

婚姻の尊重とは嫡出子を含む婚姻共同体の尊重であり，その尊重は当然に相続分における尊重を意味するとの見解も存在する。しかし，法廷意見が説示するとおり，相続制度は様々な事柄を総合考慮して定められるものであり，それらの事柄は時代と共に変遷するものである以上，仮に民法が婚姻について上記のような見解を採用し，本件規定もその一つの表れであるとしても，相続における婚姻共同体の尊重を，被相続人の嫡出でない子との関係で嫡出子の相続分を優遇することによって貫くことが憲法上許容されるか否かについては，不断に検討されなければならないことである。

2　夫婦及びその間の子を含む婚姻共同体の保護という考え方の実質上の根拠として，婚姻期間中に婚姻当事者が得た財産は実質的には婚姻共同体の財産であって本来その中に在る嫡出子に承継されていくべきものであるという見解が存在する。確かに，夫婦は婚姻共同体を維持するために働き，婚姻共同体を維持するために協力するのであり（夫婦については法的な協力扶助義務がある。），その協力は長期にわたる不断の努力を必要とするものといえる。社会的事実としても，多くの場合，夫婦は互いに，生計を維持するために働き，家事を負担し，親戚付き合いや近所付き合いを行うほか様々な雑事をこなし，あるいは，長期間の肉体的，経済的負担を伴う育児を行い，高齢となった親その他の親族の面倒を見ることになる場合もある。嫡出子はこの夫婦の協力により扶養され養育されて成長し，そして子自身も夫婦間の協力と性質・程度は異なるものの事実上これらに協力するのが通常であろう。

これが，基本的に我が国の一つの家族像として考えられてきたものであり，こうした家族像を基盤として，法律婚を尊重する意識が広く共有されてきたものということができるであろう。平成７年大法廷決定が対象とした相続の開始時点である昭和63年当時においては，上記のような家族像が広く浸透し，本件規定の合理性を支えていたものと思われるが，現在においても，上記のような家族像はなお一定程度浸透しているものと思われ，そのような状況の下において，婚姻共同体の構成員が，そこに属さない嫡出でない子の相続分を上記構成員である嫡出子と同等とすることに否定的な感情を抱くことも，理解できるところである。

しかし，今日種々の理由によって上記のような家族像に変化が生じていることは法廷意見の指摘するとおりである。同時に，嫡出でない子は，生まれながらにして選択の余地がなく上記のような婚姻共同体の一員となることができない。もちろん，法律婚の形をとらないという両親の意思によって，実態は婚姻共同体とは異ならないが嫡出子となり得ないという場合もないではないが，多くの場合は，婚姻共同体に参加したくてもできず，婚姻共同体維持のために努力したくてもできないという地位に生まれながらにして置かれるというのが実態であろう。そして，法廷意見が述べる昭和22年民法改正以後の国内外の事情の変化は，子を個人として尊重すべきであるとの考えを確立させ，婚姻共同体の保護自体には十分理由があるとしても，そのために婚姻共同体のみを当然かつ一般的に婚姻外共同体よりも優遇することの合理性，ないし，婚姻共同体の保護を理由としてその構成員である嫡出子の相続分を非構成員である嫡出でない子の相続分よりも優遇することの合理性を減少せしめてきたものといえる。

こうした観点からすると，全体として法律婚を尊重する意識が広く浸透しているからといって，嫡出子と嫡出でない子の相続分に差別を設けることはもはや相当ではないというべきである。

平成 25 年９月４日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　竹﨑　博允

裁判官　櫻井　龍子

裁判官　金築　誠志

裁判官　千葉　勝美

裁判官　横田　尤孝

裁判官　白木　勇

裁判官　岡部喜代子

裁判官　大谷　剛彦

裁判官　大橋　正春

裁判官　山浦　善樹

裁判官　小貫　芳信

裁判官　鬼丸かおる

裁判官　木内　道祥

裁判官竹内行夫は，退官につき記名押印することができない。

裁判長裁判官　竹﨑　博允

当事者目録

抗告人　Y_1

抗告人　Y_2

上記両名代理人弁護士　岡本　浩

岡　正人

岡田　和也

土居　聡

相手方　X_1

相手方　X_2

上記両名代理人弁護士　豊田　泰史

太田　達也

重藤　雅之

同復代理人弁護士　海堀　崇

相手方　Y_3

公　告

那覇空港の施設変更及び指定した延長進入表面等の変更に関する公聴会

航空法（昭和27年法律第231号）第55条の２第３項及び第56条の２第２項において準用する同法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成 25 年９月 24 日　　国土交通大臣　太田　昭宏

1　事案の内容　平成25年国土交通省告示第882号に係る那覇空港の施設変更及び指定した延長進入表面等の変更について

2　日時　平成25年10月24日10時30分

3　場所　沖縄県庁４階講堂　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号

4　主宰者　国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）

5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成25年10月10日17時までに必着するよう、郵便番号100―8918　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長に提出しなければならない。

6　傍聴　傍聴人の人数は200人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日９時30分から沖縄県庁で行い、傍聴券を交付する。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

佐賀大学医学部附属病院ヘリポートの設置に関する公聴会

航空法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成 25 年９月 24 日　　大阪航空局長　福本　啓二